

## 刑事施設に收容されている者に対する国民健康保険等の保険料の減免に関する取扱いの周知の促進

— 行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん —

総務省行政評価局は、標記に関する行政相談事案を受けて、行政苦情救済推進会議（座長：秋山 収 元内閣法制局長官）に諮り、平成 29 年 3 月 28 日、厚生労働省に改善方策のあっせんを行いました。

### （行政相談の要旨）

住所地の市町村に刑事施設收容中の国民健康保険の保険料の減免を申請したが、收容中の減免例はないことを理由に減免されなかった。他の市町村では、保険料が減免されているところもあるとのことなので、同じように保険料が減免されるようにしてほしい。

（注）本件は、行政相談委員（青森県）が受け付けた相談である。

### （制度の概要及び調査結果）

#### 1 制度の概要

- ① 国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の各保険制度の運営主体（以下「市町村等」という。）は、条例で定めることにより、被收容者の保険料を減免できるととされている。その場合、被收容者は、申請すれば保険料が減免される。  
しかし、市町村等の条例に被收容者に対する保険料の減免が定められていない場合、また、条例で定められていても被收容者が申請すれば保険料を減免されることを知らない場合、いずれも、刑事施設收容中の保険料を支払わなければならない。
- ② 被收容者に対する国民健康保険及び後期高齢者医療の療養の給付並びに介護保険の介護の給付については、法律において行わないこととされている。
- ③ 刑事施設は、被收容者に対し、法律において国費で医療上の措置及び養護のための措置を講ずることとされている。

#### 2 調査結果

以下のことについて調査（一定の市町村等を抽出）

##### (1) 被收容者に対する保険料の減免の取扱い(平成28年8月1日現在)

##### ア 保険料の減免が条例に定められていない市町村等

- ① 国民健康保険：64市町村のうち3市町村（4.7%）
- ② 介護保険：64市町村のうち25市町村（39.1%）
- ③ 後期高齢者医療：全47都道府県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）のうち1広域連合（2.1%。ただし、当該広域連合では、平成29年4月1日から保険料の減免を行う予定）

被收容者に対する保険料の減免の取扱いが国民健康保険条例又は介護保険条例に定められていない市町村では、これまで減免の取扱いの要否を検討していない。

##### イ 同一市町村における国民健康保険及び介護保険の保険料の減免の取扱い

- ① 国民健康保険の保険料は減免するが、介護保険の保険料は減免しない（64市町村のうち23市町村（35.9%））。
- ② 国民健康保険の保険料は減免しないが、介護保険の保険料は減免する（64市町村のうち1市町村（1.6%））。

- (2) 厚生労働省は、市町村に対して国民健康保険条例参考例及び介護保険条例参考例を示しているが、これら条例参考例には被収容者に対する保険料の減免に関する規定はない。
- 一方、各都道府県においては、各市町村が国民健康保険事業の広域化や効率化を推進できるように平成29年度末までに国民健康保険運営方針を策定することが義務付けられている。この国民健康保険運営方針の策定において保険料の減免基準を検討している都道府県がある。
- (3) 被収容者に対し、各保険制度における保険料の減免手続等は周知されていない。

#### (行政苦情救済推進会議の意見)

- 被収容者の社会復帰を円滑にし、再犯防止にも資する観点から、次の内容の意見があった。
- ① 被収容者の保険料の減免については法定されることが望ましいものの、各保険制度については地方自治が認められているものであるから、法定されないまでも制度として不均等がないようにしていくことが適当である。
- ② 国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険それぞれの制度の運営主体で、被収容者に対する保険料の減免の取扱いが区々となる状況は望ましくなく、また、刑事施設出所後の生活の原資が損なわれないような改善措置が必要である。

#### (あっせん要旨)

- 被収容者の刑事施設出所後の社会復帰を円滑にし、もって、再犯防止にも資する観点から、厚生労働省は、国民健康保険及び介護保険に関して、条例参考例に被収容者に対する保険料の減免規定を記載することを検討するとともに、①の措置を講じ、各保険制度について②の措置を講ずる必要がある。
- ① 被収容者の保険料の減免の要否について、国民健康保険については都道府県において、また、これまでその検討が行われていない国民健康保険及び介護保険の運営主体である市町村において、それぞれ必要に応じて検討が行われるよう、次の i) 及び ii) について情報提供すること。
- i) 市町村は条例により被収容者に対する保険料を減免することができること。
- ii) 国民健康保険の保険料の減免基準を設けている、あるいは検討している都道府県があること。
- ② 被収容者に対し、刑事施設に収容された際に、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険において保険料を減免している運営主体があること並びにその場合の各保険料の減免手続について周知が行われるよう法務省に協力を求めること。

## 制度の概要

### 1 保険料の減免

市町村等は、条例の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免することができることとされている（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第111条、介護保険法（平成9年法律第123号）第142条）。これにより、市町村等が定めた条例により、刑事施設収容中の被収容者の保険料が減免される。その場合、被収容者は、申請すれば、保険料が減免されることとされている。

### 2 厚生労働省が示している各保険の条例参考例

厚生労働省は、市町村等に対し、それぞれ条例参考例を示している。しかし、いずれの条例参考例においても被収容者の保険料の減免に関する規定はない。

### 3 市町村等による被収容者に対する保険給付

国民健康保険については、被収容者の場合には、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費若しくは移送費の支給は行わないこととされている（国民健康保険法第59条）。また、後期高齢者医療及び介護保険についても同じ仕組みである（高齢者の医療の確保に関する法律第89条、介護保険法第63条）。

### 4 刑事施設における被収容者に対する医療及び養護のための措置

刑事施設における被収容者に対する医療上の措置は、国の責務として、国の費用によって行うこととされている（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第56条）。また、養護を必要とする被収容者について、養護を必要とする事情に応じ、傷病者のための措置に準じた措置を行うこととされている（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第65条）。

## 当局の調査結果

### 1 保険料の減免

#### (1) 抽出調査した市町村等における減免の実施状況

当局が抽出した市町村等（国民健康保険及び介護保険：64市町村、後期高齢者医療：47全ての広域連合）における保険料の減免の実施状況を確認したところ、次表のとおり、区々となっている状況がみられた。ただし、後期高齢者医療の保険料を減免していない1広域連合は、平成29年4月1日から被収容者に対する保険料を減免することとしており、47広域連合全てにおいて保険料が減免されることになる。

表 市町村等における被収容者に対する保険料の減免の実施状況  
(平成28年8月1日現在)

(単位：市町村等、%)

事 項 \ 保険別	国民健康保険	後期高齢者医療	介護保険
減免しない	3 ( 4.7)	1 ( 2.1)	25 (39.1)
減免する	61 (95.3)	46 (97.9)	39 (60.9)
計	64 (100)	47 (100)	64 (100)

(注) 当局の調査結果に基づき作成

#### (2) 保険料の減免が行われていない理由

- ① 国民健康保険の保険料の減免が行われていない3市町村では、条例又は条例の規定の運用を定めた要綱において刑事施設入所中を事由とする保険料の減免規定がないことを理由に減免が行われておらず、これまで減免の取扱いの要否について検討は行われていない。
- ② 介護保険の保険料の減免が行われていない25市町村では、条例又は条例の規定の運用を定めた要綱において刑事施設入所中を事由とする保険料の減免規定がないことを理由に減免が行われていない。また、25市町村から5市町村を抽出し、当局が減免の取扱いの検討状況を確認したところ、いずれの市町村においても、これまで減免の取扱いの要否について検討は行われていない。

### (3) 同一の市町村における保険料の減免の取扱い

国民健康保険及び介護保険について同一の市町村における被収容者に対する保険料の減免の取扱いをみたところ、次のとおり、同一の市町村で保険料の減免が区々となっている状況がみられた。

- ① 国民健康保険の保険料は減免されるが、介護保険の保険料は減免されない（64市町村のうち23市町村（35.9%））。
- ② 国民健康保険の保険料は減免されないが、介護保険の保険料は減免される（64市町村のうち1市町村（1.6%））。

## 2 国民健康保険における被収容者に対する保険料の減免基準

### (1) 広域化等支援方針

平成22年度から、国民健康保険法第68条の2に基づき、都道府県は、広域化等支援方針を策定することができることとされている。この広域化等支援方針は、都道府県が当該都道府県内の市町村の意見を十分に聴いて、市町村の国民健康保険の運営の広域化や財政の安定化を推進するために策定するものとされている。都道府県の中には、広域化等支援方針により保険料の減免基準を策定しているところがある（A都道府県）。

### (2) 国民健康保険運営方針

都道府県は、当該都道府県内の各市町村と一体となって、財政運営、被運営主体の資格管理、保険給付、保険料率の決定、保険料の賦課・徴収などの運営主体の事務を共通認識の下で実施するための国民健康保険運営方針を平成29年度末までに策定することとされている。この国民健康保険運営方針の策定において保険料の減免基準を検討している都道府県がある（B都道府県、C都道府県）。これら2都道府県においては、保険料の減免基準の検討に当たっては、被収容者の保険料についても減免基準を設けることを検討することになるとしている。

一方で、厚生労働省は、国民健康保険運営方針を策定するための技術的助言として、平成28年4月に「都道府県国民健康保険運営方針の策定等について」（平成28年4月28日付け保発0428第16号都道府県知事宛て厚生労働省保険局長通知）により、都道府県国民健康保険運営方針策定要領を各都道府県に示しているが、保険料の減免基準についての記載はない。

## 3 被収容者に対する各保険の保険料の減免に関する周知

被収容者に対し、刑事施設に収容された際に、各保険制度において保険料を減免している運営主体があること及びその場合の各保険料の減免手続を周知する仕組みは設けられていない。なお、法務省矯正局では、刑事施設において被収容者から国民健康保険等の保険料の減免手続に関する教示を求められた場合には、一般に、当該被収容者の住所地の市町村に問い合わせるよう指導していると考えられるとしている。

## 関係機関の意見

### 1 条例により刑事施設入所中を事由とする国民健康保険及び介護保険の保険料の減免ができることを市町村に周知することについて

(厚生労働省保険局)

被収容者に対する国民健康保険の保険料の減免は、市町村の財政状況や地域の実情を考慮すべきものと考えており、また、保険料の減免が保険者の判断により実施されている現状に鑑みれば、国民健康保険条例参考例の減免規定に被収容者を追加することについては、慎重な検討が必要である。

(厚生労働省老健局)

被収容者に対する介護保険の保険料について減免措置が可能であることを示すことや、介護保険条例参考例に被収容者の保険料が減免事由になることを例示することについては、各市町村の実情や対象となり得る被保険者の規模等を踏まえ、慎重に検討する。

### 2 市町村等の中には、申請により刑事施設入所中を事由とする保険料の減免の取扱いが行われているところがあることを被収容者に周知することについて

(厚生労働省保険局・老健局)

市町村等の中には、申請により保険料の減免を実施しているところがあることを被収容者に周知する余地はあると考える。

(法務省矯正局)

各保険制度の保険料の減免については、厚生労働省から何らかの要請があれば、刑事施設における事務負担等を考慮しつつ、当該要請の内容に応じた対応が可能か否かを検討することとしたい。

## 法務省矯正局への参考通知

法務省矯正局に対し、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険に関して、市町村等の中には被収容者に対する保険料を減免しているところがあること及びその場合の各保険料の減免手続について被収容者に周知が行われるよう法務省に協力を求める必要があることを厚生労働省老健局長及び保険局長に対し、平成 29 年 3 月 28 日にあっせんしたことを同日付けで参考通知しました。

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）。

構成員は、次のとおり。

- |      |       |                            |
|------|-------|----------------------------|
| （座長） | 秋山 收  | 元内閣法制局長官                   |
|      | 江利川 毅 | 埼玉県立大学理事長、公益財団法人医療科学研究所理事長 |
|      | 小野 勝久 | 公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長      |
|      | 小早川光郎 | 成蹊大学法科大学院教授                |
|      | 高橋 滋  | 法政大学法学部教授                  |
|      | 松尾 邦弘 | 弁護士、元検事総長                  |
|      | 南 砂   | 読売新聞東京本社取締役調査研究本部長         |